

概要書

中世後期のセルビアとボスニアにおける君主と社会
－王冠と政治集会の意義－

唐沢晃一

序

本論は、中世後期のセルビアとボスニアにおける国家と社会の関係を明らかにすることを目的とする。考察対象として、十三世紀から十五世紀のセルビア（王国 1217～1346 年、帝国 1346～1371 年、公国 1402～1459 年）とボスニア（総督領 1180 頃～1377 年、王国 1377～1463 年）における政治集会、そして王冠概念を中心とする政治理論を取り上げる。両国の政治集会は国制上、どのような意義を有していたか。また、王冠を中心とする政治理論にどのような特質がみられるか。本論ではこの二点について国ごとに考察し、比較していく。国家の権力を君主と、貴族や聖職者、都市民によって代表される社会の間で分有するのは、中世後期以降のヨーロッパ諸国で普遍的な現象といえる。セルビアやボスニアは、ヨーロッパの周縁に位置するが、地理上はヨーロッパの一員であることに変わりない。そのような周辺世界が、イングランドやフランスなど、中心としての西ヨーロッパ諸国と国制上、どの程度共通点を有するか、また相違点はどこにあるのか、といった点について考察する。本論をつうじ、君主と社会による権力の分有という点で、ボスニア王国は西ヨーロッパ諸国の国制により近く、セルビアではヨーロッパ周辺世界の特質がより強くあらわれていることを明らかにしたい。ここではまず、ヨーロッパ諸国の国制という視座から、政治集会や王冠を中心とする政治理論について考察することに、どのような意義があるかという点について述べておく。

地域的差異はあるが、中世後期のヨーロッパ諸国では、国王と諸身分が身分制議会において協議し合意を形成することにより、国家権力の分有を推進した。身分制議会とは十二世紀末から十五世紀にあらわれ発展した政治集会であり、そこでは開戦の是非や裁判のあり方、行政のあり方、課税の是非などが話し合われた。イングランド王エドワード一世（在位 1272～1307 年）は、国政にかんし「先ず高位聖職者と諸侯たちに相談させずに」は何事もなしえなかつたと述べている。中世後期に入りイングランドを始めとするヨーロッパ各国では、王個人が国政を決定することはできず、議会と諸身分の同意を必要とするようになっていく。一方、中世後期には国家のあるべき姿として、王国（すなわち王冠）を人間の身体とし、頭を国王に、四肢を貴族や諸都市になぞらえる国家有機体論も生まれた。国家有機体論も、権力の分有を理念的側面から推進したと考えられ

る。この政治理論によれば「すべての人々にとって重要な意味をもつ行動は、頭たる王と四肢たる聖俗領主により構成される全身体によって是認される必要がある」からである。

では十四世紀、十五世紀のセルビアやボスニアでも、権力は政治集会や政治理論をつうじて、君主と社会により分有されていたのか。この二つの国において政治集会は「集会（スポル）」と呼ばれ、君主と高位聖職者、大小貴族がそれに参加した。そこでかれらは何についてどのように合意を形成したのか。ヨーロッパ諸国における議会が高位聖職者や諸侯らとの協議、合意を前提としたならば、同じことがセルビアやボスニアの政治集会についても妥当するかどうかが、ここでの論点となる。二点目の課題として、王冠をめぐる政治理論について考察する。セルビアでは1217年にステファン初冠王（在位1217～1227年）がローマ教皇から王冠を授与されたことにより、セルビア王国を建国した。ボスニアでも1377年にトヴルトコ一世（総督1353～1377年、王1377～1391年）以降、歴代王はボスニア王冠により戴冠式をおこなった。この両国で王冠は個人としての王を超えた高次の国家概念へ発展していたか。また、王冠は国政を規定する段階に到達していただろうか。これらの問題も、セルビアとボスニアにおける国家と社会がヨーロッパ諸国のそれとどの程度まで同質であったかという点を考察するうえで重要と考えられる。かつてビザンツ史家H.G.ベックは国制の定義として、「当為（ゾル）を課する規範」をあげた。セルビアとボスニアにも、個人としての王や王朝とは別の「当為を課する規範」がなければ、君主や高位聖職者、大小貴族は王国を形成し、維持していくことはできなかつたのではないか。何らかの規範意識があったとすれば、この二つの国は孤立した世界や「無人の荒野」（ファイン）ではなく、ヨーロッパ世界と共通点を有していたことになる。

以上のテーマは、史料上の制約ゆえに、つねに史家の大きな関心を引いてきたわけではない。だが、ある程度まで研究の蓄積はある。セルビアの政治集会についてはラドイチッチとタラノフスキイの、またボスニアの政治集会についてはディニッチとアンジェリッチの先行研究がある。王冠の問題については、セルビアではチルコヴィチとドゥシャニッチの、またボスニア王冠については同じチルコヴィチ、ジャヤ、ロヴレノヴィチによる考察がある。本論ではこれらの先行研究と一次史料にもとづき、ヨーロッパ諸国における政治

集会や王冠との同質性、異質性という視点から論を進めていく。なお本論では、主にスラヴ語による君主文書や法典、君主伝、ラテン語およびイタリア語による諸外国の年代記や書簡を用いた。

第一章 セルビアにおける全国集会と側近会議

第一章では、セルビアにおける政治集会の活動や特質を明らかにした。セルビアの政治集会は二種類あり、君主と一部の高位聖職者、大貴族、宮廷高官が参加する側近会議と、全国の高位聖職者と大小貴族からなる全国集会に分類される。本章の第二節で紹介したように、これら二つの政治集会については、ラドイチッチのように身分制議会と異質な制度と位置づけ、集会への参加は大小貴族や高位聖職者にとって「臣民の義務」であったとする立場と、タラノフスキーのように、貴族の主体的な役割や、身分制的な特徴を強調する立場がある。筆者の立場はラドイチッチに近いが、高位聖職者や貴族の意向を十分に反映する組織としても発達していたと解釈する。

以下、全国集会について、君主の決定を追認する以上の意義を認めえない例（第三節を参照）と、高位聖職者や大貴族が主体的な要素として行動し、決定を下した例（第四節を参照）とに分類して検討した。前者のカテゴリーに属する例としては、新たに君主を立てるさいに開催された集会に多い。王国時代と公国時代には、王が退位時に次の王を決定し、集会がこれを承認するケースが目立つ（1196、1217、1227、1346、1427年の例）。一方、複数の王位候補者がいるときは、武力による王位継承もなされた（1282、1322年の例）。これは、前王が退位するときに開催された政治集会において、前王が高位聖職者や大小貴族と合意を形成しえなかつたか、その合意が十分な法的実効力を伴うものでなかつたことを示唆する。

他方で、高位聖職者や貴族が中心となって君主を即位させた例も、無視する必要はない（1331、1357年の例）。また、即位以外でも高位聖職者と貴族が全国集会に主体的に関与した例がある。1317年にニコディム大主教が選出されたとき、人選についてミルティン王と貴族が対立したため、集会は一年に三度、開催された。その他、集会において、君主と貴族が「全員と一致して合意に達し」た例（1341年）や、「集会での合意と討議」がおこなわ

れた例（1348～1353年）もある。これらの例は、政治集会が協議と合意形成の場として、十分に発展していたことを示す。なお、君主と貴族の関係が主人と下僕の関係でなかったことは、十五世紀のある君主伝の記述からうかがうことができる。

ただし第六節で論じたように、セルビアの政治集会は、長期にわたり王位継承を統制する権利を有していたとまではいえない。たとえば十五世紀のボスニア王国でみられるように、前王の退位から新王の即位までの空位期に、政治集会が国政を代行した例は知られていない。またセルビアの全国集会は、立法について君主に助言はしたが、立法権自体や、国王にたいする合法的抵抗権、課税承認権、官吏の指名権などは有していない。以上から、セルビアは専制君主が統治する「非ヨーロッパ的国家」ではないものの、身分制国家を形成する道を辿っていたわけではないと結論づけた。中世セルビア国家を、専制国家か身分制国家かの二項対立で考えるのではなく、ヨーロッパ周縁に位置する周辺的国家の一つにすぎないと解釈するのが妥当と思われる。

第二章 ボスニアにおける側近会議と全国集会

第二章では、十四世紀末から十五世紀半ばのボスニア王国における政治集会の活動と意義について考察した。ボスニアの政治集会には、ヨーロッパ諸国における身分制議会と同様の特質があらわれている。この点についてはディニッチの研究があり、十五世紀前半の大貴族が政治集会への参加をつうじて国政上の主体となったことが明らかにされている。第三節ではディニッチと同じ立場に立ち、その活動と意義について考察した。ボスニアの政治集会は、立法権、王位継承を統制する権利、国王にたいする合法的抵抗権は有している。大貴族はこうした特権を、政治集会への参加をつうじて持続的に発展させることができた。強大なトヴルトコ一世の死去（1391年）後、ボスニア王国では、大貴族がコトロマニッチ王家から王を選出する選挙王政へと移行する。1404年にオストヤ王（在位1398～1404年、1409～1418年）は、氏族地にかんする貴族との「協定」を破棄し、二人の貴族から氏族地を横領したため国外へ追放された。このとき選挙集会が開催され、大貴族は複数の候補者の中からトヴルトコ二世（在位1404～1409年、1421～1443年）を選出した。そのさいドゥブロヴニク市は、この選挙集会にボスニア駐在大使を参加させるため、七通の信任状

を委ねている。その七通のうち、一通の宛名は「大貴族の集会へ」となっている。信任状が選挙集会の全体に向けて出されたことは、それが制度として十分に発達していたことを示す。また、1422年にヴェネツィア共和国が関税権の賃借をトヴルトコ二世に要求したとき、王はまず大貴族と「集会」に集まり、協議することを望んだ。1443～1463年の王国末期にも国王は政治集会を開催し、そこで大小貴族と「全員の合意」や「良き意志による、一致した意志」によって決定を下した。

以上のように、ボスニアの政治集会はヨーロッパ諸国の身分制議会と共通する要素が多い。しかし単純に、それと同一視しえない側面もあることは、第四節で考察した。アンジエリッチは、閉鎖的な大貴族家系が政治集会において排他的に活動したと指摘しており、その点に、ヨーロッパ諸国における身分形成（すなわち貴族集団の閉鎖化）と同様のプロセスを見出そうとしているようである。本章の第四節では、この解釈に異論を呈した。ボスニアの政治集会には大貴族だけでなく中小貴族も参加し、一定の政治的影響力を及ぼした例がある。またボスニアでは法的な意味での大貴族の「閉鎖化」は生じていない。大貴族の閉鎖化を図る目安として、中小貴族が大貴族身分への参加を要求し、訴訟や政治運動を起こす現象が生じたどうかという点があげられる。ボスニアでは、たとえば十四世紀前半のクロアチアでみられたように、中小貴族が大貴族身分への参加を要求し、政治運動を起こした例はみられない。

第五節では制度としての政治集会や、貴族の活動について、セルビアとボスニアで比較をおこなった。セルビアでは、政治集会が王位継承を統制する権利や合法的抵抗権を有していたとはいえない。また集会における全員一致の原則は、1341年、1342年といったように、十四世紀前半に集中し、君主権が弱体化した十四世紀後半や十五世紀前半にみられない。1340年代が、ドゥシャンという強大な君主の治世にあたることから判断して、政治集会は君主の主導下で活性化したといえる。したがって、セルビアでは国家権力がボスニアのように十全の意味で君主と貴族の間で分有されていたとはいえない。

その他、身分制議会の前提となる代表制（代議制）の原則も、ボスニアではセルビア以上に明確にあらわれている。ボスニアでは君主文書の末尾に証人リストを記載する習慣があり、そこでは、証人が出身地方ごとに記載される。このことからボスニアの大小貴族には、出身地方の代表として集会に参加するという認識があったと推測される。セルビアで

は、そもそも君主文書に証人リストを記載する習慣がないため、集会参加者の地方意識については不明としなければならない。

教会勢力が政治集会に関与する仕方にも、違いがみられた。セルビアでは全国集会に正教会の聖職者が約3割参加している。集会の議題にも教会関連の問題が多い。正教会の高位聖職者は王権の理念的な支持基盤であり、君主と教会の調和的な関係が、全国集会における存在力の大きさとなってあらわれている。一方ボスニアでは、フランチェスコ修道会、ボスニア教会、正教会の三宗派が並立する。ここでは一例を除き、聖職者が全国集会や側近会議に参加した例はみられない。かれらが政治集会に関与しえなかつた要因として、三宗派のいずれかが宗教上も、政治的にも決定的優位に立つことがなかつた点があげられる。

第三章 セルビアにおける二つの国家思想

ここでは、セルビアの王冠を中心とする政治理論について考察した。セルビアの王冠については、チルコヴィチやドゥシャニッチの研究により、高次の国家概念である王冠と個人としての王の間に区別があったことが明らかにされた（本章第二節を参照）。第三節では、高次の国家概念か、そうでないかの二項対立的な解釈は避け、王冠が高次の国家概念であると同時に、個人としての君主に属し、君主の威厳を示す装飾でもあったとの立場から考察を進めた。テオドシエ修道士が著した『聖サヴァ伝』（十三世紀末から十四世紀初めに成立）で、「帝冠」は「滅び、移り変わる」物として叙述されている。ここで帝冠は個人としての王が滅びれば消滅する物とみなされている。それは個々の王を超えて、永続するヨーロッパ的な「王国の王冠」と異なる。一方、高次の国家概念としての王冠は、1275～1355年の君主文書にみられる。これらの文書で王は、将来、文書の内容を無視したり、改変したりした者にたいして「王冠から」罰が下る、と威嚇している。高次の国家概念と装飾物が並立する点からうかがえるように、王冠概念自体が様々な政治理論の複合体であったと解釈したい。

第四節では、こうした視点を王冠だけでなく、王座にも適用した。王座も、個人としての王や王家に属する物であると同時に、それを超えた高次の国家概念だったからである。デチャニ修道院（1335年に建立）の主聖堂には王座があり、その後ろの壁に、同家の始祖

であるステファン・ネマニヤ（大族長としての在位は 1168～1196 年）が描かれている。これは、デチャニ修道院が建立された十四世紀に、ネマニヤが王座の守護者とみなされていたことを示す。他方、デチャンスキ王（在位 1322～1331 年）はある修道院文書（1330 年）の規定で、将来、ネマニッチ王家以外の者がセルビア王国の「王座」に就きうることを想定している。ここでいう「王座」は、王家の家産でない、高次の国家概念をあらわしていると解釈するのが妥当である。

第五節では、十四世紀半ばの法典『ザコニク』から二つの条文を検討した。これらの条文は、君主の命令と法典の規定が一致しないとき、裁判官が法典の規定を遵守するよう規定している。ここに、高次の国家概念としての王冠、王座に対応する政治理論を見出すことができる。個人としての王と高次の国家は別物であり、王家以外の者も王座につきうるという政治文化が成立していなければ、「法に縛られる君主」の条文が法典に採用されることはなかったと考えられるからである。このように、高次の国家と個人としての王の分離、そして「法に縛られる君主」の原則は、ヨーロッパ諸国の普遍的特徴であり、セルビアはこの特質を共有する点で、ヨーロッパ世界の一員と結論づけられる。

同じ第五節では、セルビアで君主の戴冠時における不可譲誓約がみられない点も明らかにした。イングランドやフランスでは、国王は戴冠時に、王冠の財産を他者に譲渡しないという誓約をおこなった。なぜならば王と王冠は同じではないがゆえに、王冠の財産は、王個人の恣意ではなく、王と社会の協議と合意形成にもとづき裁量されねばならないからである。不可譲誓約は、法が実際に君主と社会の間で分有されていたかどうかを図る目安といえるが、それがみられないセルビアでは、権力の分有は実際には進行しなかったといえる。

第四章 ボスニアにおける王冠と社会

第四章の第三節では、高次の国家概念としてのボスニア王冠について考察した。ボスニアでも個人としての王と高次の国家概念である王冠の分離が進んでいる。たとえば 1422 年にトヴルトコ二世は、ボスニアの大小貴族と役人が「聖なる王冠とその命令」にしたがって、王国内のヴェネツィア商人を保護するよう規定している。また 1444 年にステファン・

トマシュ王（在位 1443～1461 年）がボスニア王に即位したとき、かれは「王冠の都市と財産の主君」になったと記している。しかしそれだけでなく、王冠概念の更なる進展がみられる。1442 年にトヴルトコ二世がドゥブロヴニク市に遺産として銀を預けたとき、同市はトヴルトコ二世に証書を発給し、今後、何者かが「王冠」の命令という理由でその銀を持ち出そうとしても対応しないと約束しているからである。ここでは、遺産金である王個人の財産と国庫の間に区別が設けられている。

ボスニア王国で、高次の国家概念としての王冠に国制上の意義があったことは疑いない。だが、王冠が国土の縮小や大貴族の離反を防ぐうえで実際にどの程度、効力を有したかという問題は、従来のボスニア史家によって十分に明らかにされてきたとはいえない。この問題について本章の第三節では、コナーヴリ戦争時（1430～1432 年）のボスニア貴族の動向を追いつつ、考察した。この戦争は、ドゥブロヴニク近郊にあるコナーヴリ地方の帰属をめぐる、ドゥブロヴニク市とボスニアの大貴族ラドスラヴ・パヴロヴィチの地域紛争である。ドゥブロヴニク市は戦争が始まると、トヴルトコ二世やボスニアの有力大貴族に書簡を出し、「ボスニアの頭であり主人である王とボスニア王冠、大貴族が、誰が正しいかを明らかにすべきである」と抗議している。

こうした要求にもかかわらず、トヴルトコ二世と大貴族の間で戦争について意見の一致をみることはなかった。その後、同王と大貴族の間に内乱が発生し、対立王もあらわれたため、トヴルトコ二世は退位寸前の状態に追い込まれた。こうした状況下で、トヴルトコ二世を支持したり、間接的に同王の利益になるような行動をとったりした貴族がいなかつたわけではない。たとえば、1432 年に中級貴族であるドラギシャ・ディニチッチ県長は、ドゥブロヴニク市にたいしてボスニア王冠領の不可譲性を主張している。また、大貴族のユーライ・ヴォイサリッチは、対立王ラディヴォイに加担する有力大貴族のコサチャ家と交戦し、これを撃退した。筆者の推測にすぎないが、これらの人々は、トヴルトコ二世がボスニア王冠によって戴冠した正当な王であり、自分たちが王冠共同体の一部であることを認めていたからこそ、こうした行動にでたのではないか。以上から、ボスニアでは王冠が国政を規定する要因として機能する段階に達していたと考えられる。また、上に引用したドゥブロヴニク市の書簡からうかがえるように、王国の身体の頭を王とする国家有機体論も事実として存在した。これらの点で、ボスニア王冠の特質はヨーロッパ諸国における

王冠のそれにきわめて近いと結論づけることができる。

第五章

第五章では、セルビア、ボスニアの国制や政治思想を比較し、相違点を明らかにした。相違は、制度上の違いにとどまらない。それは、文明圏など、より大きな地域の区分に由来する。セルビアはビザンツ世界に、ボスニアは東中欧やカトリック世界に属し、それぞれコンスタンティノープルとローマという別の中心地からキリスト教を受容している。この点を踏まえ、本章の第三節以下では、新たな視点も交えて、セルビアとボスニアの国制や政治思想を比較した。

第三節では、国土の拡大と政治集会の活動に何らかの相関関係があるという立場から、比較を試みた。セルビアでは、十三世紀末から十四世紀半ばにおけるバルカン南部遠征のさいに、大貴族は君主を積極的に支援し、国外遠征に従軍したが、1340年代に遠征が終了した後、マケドニア、テサリア、イピロスなど広大な諸地方に拡散していく。この点が、君主と貴族がコンパクトな領域内で、政治集会における協議と合意形成を通じて国家権力を分有するのを妨げた。これにたいしボスニアの大小貴族は、セルビアのように大規模な国土領域の拡大を経験していない。このためボスニアでは、貴族が国外でなく国内で集団的特権を維持、拡大しつつ、君主とともに国家権力を分有していく。そのさいボスニアの貴族が、最も関心を注いだのが、氏族地の不可侵にかんする集団的特権であったといってよい。

次の第四節では、政治思想について比較した。ここでは、王冠理論の土台にある国家有機体論や教会有機体論が二つの国にみられるかどうかという点を検討した。西ヨーロッパにおいて、国家（すなわち王冠）を人間の身体にたとえる国家有機体論は、教会をキリストの身体になぞらえる教会有機体論から派生している。だがセルビアでは、教会有機体論はカトリック世界と同様の形では発展せず、国家有機体論も生じなかった。このことは、セルビアにおいて、教会思想から国家有機体論への派生が生じなかつたことを推測させる。一方、ボスニアでは国家有機体論がみられるが、教会有機体論の有無については不明である。ボスニアで国家有機体論がみられる点は、君主と貴族による国家

権力の分有が進展していたことをうかがわせる。なぜなら、史料に記された「頭であるボスニア王」という表現は、四肢である大小貴族の存在を前提とするからである。

第五節では、セルビアにおける教会財産の不可譲性について、法典『ザコニク』やその他の修道院規定から検討した。セルビアでは修道院の財産は不可譲で分割できないものとみなされていたが、不可譲性を正当化する根拠が史料に明記されることはない。カトリック世界において高位聖職者はローマ教皇にたいして教会財産の不可譲性を誓約したが、セルビア正教会の修道院院長が大主教や総主教にたいして同様の誓約をおこなった例はみられない。したがって、この国における教会財産の不可譲性をカトリック世界におけるそれと同じものとみなすことはできない。

終章

セルビア、ボスニアの国制を、政治集会や王冠といったヨーロッパの政治制度や政治理論を視座として考察しうることを示すのが、本論の目的であった。両国には、広義の王冠概念がある。また、政治集会が協議と合意形成を前提とした点でも、ヨーロッパ諸国と特徴を共有する。終章では、今後の新たな展望も含めて、論を整理した。セルビアでは、十三世紀初めから1340年代にかけて、「第一の王冠」領（1349年の修道院寄進文書による）が形成された。ここでいう「第一の王冠」は、古来のセルビア王国領を指す。この領域は、初代セルビア大主教である「聖サヴァの呪詛」により、王国領の一体性を保証されていた（ダニーロ二世の弟子たちによる『続セルビアの諸王ならびに諸大主教の列伝』中の記述にもとづく）。この「聖サヴァの呪詛」の法的実効力を認めた集団が、広い意味での国家共同体にあたる。上にあげた「第一の王冠」の地理的範囲は、聖サヴァという聖人を崇拜する、同質的な王国の限度に一致すると解釈することができる。

ところがその後セルビアでは、十四世紀前半にビザンツ帝国領への大規模な遠征がおこなわれ、領土が大幅に拡大した結果、領域概念が変容する。古来の「第一の王冠」領に、占領地、すなわち旧ビザンツ帝国領によって構成される「第二の王冠」領が加わることとなる。ここでは、この「第二の王冠」と、先の「第一の王冠」領を足した領域について、ビザンツ帝国を不完全な形で模倣した擬似的普遍帝国と解釈した。この擬似的な普遍帝国

は、1355年にドゥシャン帝がコンスタンティノープル征服を計画したときに確立する。このときドゥシャン帝は、コンスタンティノープルで「ローマ人の皇帝」として即位しなければ、十全の意味で普遍帝国を形成しえないことを適切に認識していたからである。そのさい、普遍帝国の形成を実現しようとする過程で、国土の一体性の根拠は、聖サヴァという同じ聖人を崇拜する集団の同質性というよりも、「皇帝」の普遍性そのものと結びつくことになる。なぜならば、ドゥシャン帝のセルビア帝国にはセルビア人だけでなく、ギリシア人やアルバニア人、ブルガリア人など、同質でない諸集団が暮らしていたからである。こうした擬似的帝国において、統合の糸は社会の同質性というよりも皇帝の普遍性そのものに置かれることになったと解釈しうる。

他方ボスニアは、セルビアのように大規模な領土拡大は経験していない。十五世紀のボスニア王国は、王領地と有力大貴族による三つの領邦からなる、古来のボスニア領を維持した。ボスニア王国の地理的限界は、「ボスニア」または「すべてのボスニア」と呼ばれる、同質的な大貴族の権限が及ぶ領域に一致するとみなすことができる。同質的な領域に關係する事柄、たとえば領土の割譲や、開戦、交易問題については、王と大小貴族からなる王冠共同体において協議や合意形成を必要とした。このようにボスニアでは、領域の一体性の根拠は普遍的皇帝の統治といったものではなく、同質的な国家において君主と貴族が結ぶ契約におかれたと解釈することができる。貴族がこの契約を破棄した王を合法的に追放したことは、1404年におけるオストヤ王の追放事件が示している。同王は即位時に、大小貴族と、氏族地の不可侵性にかんする「協定」を結んだからである。

ボスニアでも、「法に縛られる王」と「法の上に立つ王」という二つの理想像は存在する。「法に縛られる王」は、大貴族との相談なしでヴェネツィアとの関税問題を解決しえないトタルトコ二世の姿と一致する。また、そうした君主像をドゥブロヴニク市も共有していたと解釈できる。なぜならば、上に述べたように、同市はコナーヴリ戦争のさい、ボスニア王と大貴族からなる王冠共同体が開戦の是非について協議すべきことを要求しているからである。この場合、王は王冠共同体の規範にしたがって協議をおこなわねばならないとみなされていたことになる。一方ボスニアでは、「法の上に立つ王」の理想像も事実として存在した。たとえばトタルトコ一世について、マヴロ・オルビニは年代記『スラヴ人の王国』(1601年に成立)の中で、この王が「ボスニアの制度や習慣にも、またボスニアの自由」

にも反して、「一人の大貴族とも相談せず」に統治したと非難している。オルビニがこのように述べてトヴルトコ一世を批判するとき、かれは「ボスニアの自由」という「法に縛られる王」の理想像を念頭においていたと推測される。

セルビアとボスニアにおける王冠と政治集会、そして君主と法をめぐる二つの国制原則は、この二つの国が中世からヨーロッパの一部であったことを示す。バルカン半島はこの後、十五世紀から十九世紀におけるオスマン帝国の支配を経て、近現代には、後進的で經濟的に脆弱な住民が住む地域とみなされるようになった。しかし、こうしたステレオタイプ的なバルカン像は、中世には妥当しない。近代以前においてヨーロッパ諸国とセルビア、ボスニアの政治的な成熟度や經濟的格差は、それほど大きなものではない。ボスニアの王冠概念や側近会議、全国集会の機能については、西ヨーロッパ諸国のそれと大きな違いを見出すことはできない。セルビアにおける広義の国家共同体も、国土の一体性を維持しようとする方向性において、ヨーロッパやボスニアにおける王冠共同体とある程度まで同質と解釈することができる。バルカン世界の後進性という史観を補正し、「ヨーロッパ」と「バルカン」という二項対立に陥らない視点があるとすれば、それはヨーロッパにおける国制との同質性という視点かもしれない。